

指定給水装置工事事業者 提出書類一覧

番号	提出書類 \ 申請種類		新規		指定事項変更		更新		廃止・休止 ・再開	給水装置工事主任技術者		備考
			(法人)	(個人)	(法人)	(個人)	(法人)	(個人)		選任	解任	
1	指定給水装置工事事業者	指定申請書（裏面あり）	様式第1	○	○			○	○			水道法施行規則第18条関係
2	指定給水装置工事事業者	指定事項変更届出書	様式第10			○	○					水道法施行規則第34条関係
3	指定給水装置工事事業者	廃止・休止・再開届出書	様式第11						○			水道法施行規則第35条関係
4		誓約書	様式第2	○	○	△	△	○	○			水道法施行規則第18条及び第34条関係 （△ 指定事項変更：住所変更のみは不要）
5	代表者の身分証明書			○	○	△	△					申請の3ヶ月以内に発行された原本 （△ 指定事項変更：役員変更や住所変更のみは不要）
6	機械器具調書及び機械器具の写真		様式別表	○	○			○	○			水道法施行規則第18条関係
7	履歴事項全部証明書			○		○		○				申請の3ヶ月以内に発行された原本
8	定款（写し）			○		△		○				提出日の日付及び代表者印のあるもの、電子定款の場合は電子署名が必要 （△ 指定事項変更：役員変更や住所変更のみは不要）
9	住民票				○		△		○			申請の3ヶ月以内に発行された原本 （△ 指定事項変更：住所変更のみは不要）
10	給水装置工事主任技術者	選任・解任届出書	様式第3	○	○					○	○	水道法施行規則第22条関係
11	給水装置工事主任技術者免状（写し）			○	○			○	○	○		カードタイプは不可
12	給水装置工事主任技術者の雇用関係が確認できる書類（写し）			○	○			○	○	○		※1 参照
13	会社（又は事務所）の位置図（地図等の写し）及び配置図			○	○	△	△					（△ 指定事項変更：住所変更時は必要）
14	会社（又は事務所）の写真			○	○	△	△					（△ 指定事項変更：住所変更時は必要）
15	指定給水装置工事事業者	指定新規申請時確認書	様式あり	○	○							業務内容の確認、研修会の受講状況、適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
16	指定給水装置工事事業者	指定更新時確認書	様式あり					○	○			講習会（当企業団主催）の受講実績、業務内容の確認、研修会の受講状況、適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
17	既存指定証の返却					△	△	○	○	△		（△ 指定事項変更：役員変更や主任技術者変更のみであれば返却不要） （△ 廃止：返却必要）
-	手数料（11,000円）			○	○			○	○			岩手中部水道企業団給水条例第36条関係

※1 雇用関係が確認できる書類（写し）

雇用保険被保険者証

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬月額決定通知書

雇用証明書

その他常勤の確認ができる書類 など